

海岸保全施設の重点緊急対策箇所について

平成16年台風23号高知県菜生海岸災害と同様に、パラペットが倒壊した場合、背後地に立地する民家等に対して人的被害を含む壊滅的な被害を生じさせるおそれがある海岸について緊急点検を実施。

- * 地盤高が堤防より低く、堤防から概ね30m以内に住宅等が立地
- * 計画沖波波高が概ね7m以上（瀬戸内海沿岸は7m未満も対象）

点検対象海岸数	2,862箇所（全国の海岸箇所数 11,848箇所）
点検対象海岸延長	2,361km（全国の海岸保全区域延長 14,425km）

全国緊急点検（平成16年12月） ~ のいずれかに該当（511km,489箇所）

- 現状において護岸、堤防本体に損傷がある
- 被災履歴があるにもかかわらず、補修改修がなされていない
- 施工年次が古く、監視体制が整っていない
- 海岸が侵食傾向にあるにもかかわらず、堤防以外の保全対策がない

重点緊急点検（平成17年5月） 31km、137箇所

- 堤防・護岸スパン毎に、目視等による点検を実施。
- 広範囲¹にわたって著しい変状²がみられる海岸を抽出
- 1 1スパン30%以上
- 2 ひび割れ5mm以上、大きな沈下・陥没、著しい剥離・剥落等

概ね5年間で壊滅的被害の防止対策を講じる